

信書便制度説明会

平成15年4月に信書便法が施行され、信書の送達事業に民間事業者が参入できるようになり、全国で523民間事業者が信書便事業へ参入し、創意工夫を凝らした信書の送達サービスが提供されています

本説明会は、第1部で信書便制度とはどのようなものか、信書便事業の現状等について、第2部では信書便事業参入の手続き等について説明します。この機会に是非ご参加いただき、信書とは何か、信書便事業とはどのようなものかについて、より多くの方々ご理解いただくために説明会を開催いたします。

参加無料

令和元年 7月25日 (木)

会場 岩手県民会館 4階 第1会議室
盛岡市内丸13-1

時間 14:00~15:40 (開場: 13:30)

主催 総務省 東北総合通信局

(内容)

第1部 (利用者・運送事業者等対象) 14:00~15:00

- (1) 信書便制度の概要
- (2) 信書の定義及び信書に該当・不該当の具体例
- (3) 信書便事業の現状とサービス (利用) 事例

第2部 (事業参入希望者対象) 15:10~15:40

- (1) 特定信書便事業の規律
- (2) 特定信書便事業の申請書類と記載事項
- (3) 事業開始以降の遵守事項



(申込方法)

(1) FAXでお申込みの場合 FAX番号: 022-221-0612

【別紙】参加申込書に必要事項を記入し、東北総合通信局 信書便監理官宛先に送信してください。

(2) Eメールでお申込みの場合 メールアドレス tohoku-shinshobin@soumu.go.jp

件名を「信書便制度説明会参加希望」とし、【別紙】参加申込書の内容を入力し、送信してください。

(3) 受付期間は令和元年7月12日(金)まで。

なお、定員40名(先着順)になり次第、締め切らせていただきます。

(お問い合わせ)

総務省 東北総合通信局

信書便監理官 戸田 TEL 022-221-0631